

## スーパー堤防新規事業は24年度予算に計上せず(国土交通省) 江戸川区は25年度の予算化を期待し、スーパー堤防事業関連の事業推進を表明

### 「スーパー堤防取り消し訴訟」公判決まる

北小岩1丁目東部地区(18班)の住民が提訴した「スーパー堤防事業取り消し訴訟」の第1回公判(口頭弁論)が、2月1日(水)午前11時20分に開かれます。

予算計上もされないスーパー堤防の新規事業なのに、強硬姿勢を変えようとする江戸川区を追い詰める、大きな運動となります。

東京地裁の中でも、100席もある大きな103号法廷で開かれます。この訴訟を支えていくためにも、スーパー堤防構想の撤回を求めていくためにも、皆さんの積極的な傍聴参加を呼びかけます。

### 第1回公判(口頭弁論)のご案内

日時：2月1日(水)  
午前11時20分

場所：東京地方裁判所  
103号法廷  
霞ヶ関駅下車  
A1出口2分

集合：参加される方は  
午前11時に東京  
地裁前集合



左写真は、昨年11月11日に東京地裁に提訴した時のもの

### 新年の挨拶にかえて

昨年は様々な出来事がありました。3月の東日本大震災と原発事故、大相撲の八百長問題、九州南部、四国、新潟などでの記録的豪雨、野田内閣の発足、八ッ場ダムの建設継続などです。

そして国土交通省は年末、来年度予算に新規のスーパー堤防事業費は計上しませんでした。別項(裏面)にもありますように、計画の全長873kmが約120kmに縮小されました。

しかし、年末の建設委員会で土木部は、120kmと区間が定まったのは前進と評価し、どこをやる、やらないではなく条件の整った所からやる、と明言、意欲を示し、25年度予算に盛り込んでもらうべく努力する、としました。

確かに北小岩、篠崎地区への予算は計上されませんでした。が、区の姿勢からは25年度に向けて働きかけを強めていくでしょう。この点に留意せねばなりません。

今、わが国は東日本大震災からの復興こそが今後の大命題なのではありませんか。

今年も考える1年になるに違いありません。